

個人町民税・県民税（住民税）のお知らせ

平成30年度の美里町個人町民税・県民税は前年中（平成29年中）の所得により計算されています。平成30年1月1日に美里町に住んでいるが、課税の対象となります。

1 納税方法について

個人町民税・県民税の納税（徴収）方法には、特別徴収と普通徴収があります。

◎特別徴収とは

勤め先の毎月の給与（年12回）や年金（年6回）から納付する方法です。

公的年金からの特別徴収は、今年4月1日に65歳以上で、一定の要件を満たすかたが対象となります。

昨年度から引き続き平成30年度も対象となるかたは、仮特別徴収額（平成29年度に通知済み）を平成30年4月、6月、8月に年金から天引きとなります。

◎普通徴収とは

6月、8月、10月、12月の年4回

に分けて納付書または口座振替にて納付する方法です。

2 納税通知書の発送について

普通徴収の納税通知書は、6月5日（火）に発送予定です。第1期の納期限は、7月2日（月）です。コンビニエンスストアでも納付できます。

※サラリーマンなどの「給与からの特別徴収」の納税通知書については、5月上旬に事業所へ発送済です。

3 申告内容の確認・訂正について

正しい課税を行うため、申告書や給与支払報告書などの記載に不備がある場合には、適宜訂正しています。

4 平成30年度（平成29年分）課税証明などについて

平成30年度（平成29年分）の課税証明書などは、特別徴収のかたは5月8日（火）、普通徴収のかたは6月5日（火）から交付します。交付の際は、来庁されるかたの本人確認証（自動車運転免許証など）が必要です。（こ

本人以外のかたが申請される場合は委任状と本人確認証が必要です。）

◆課税証明書などを交付できるかた

- ①町民税・県民税の申告をされたかた
- ②確定申告をされたかた
- ③勤務先から給与支払報告書が町に提出されているかた
- ④日本年金機構などから公的年金等支払報告書が町に提出されているかた

※①～④以外のかたで、課税証明書などの交付を希望する場合は、申告が必要となります。この場合、申告内容によっては、課税証明書などの発行まで2か月程度かかることがありますので、ご了承ください。

※国民健康保険の加入者で、①～④以外のかたや、家族の扶養になつていないかたは、申告をすることにより国民健康保険税が軽減になる場合があります。

問合せ〓総務課 税務係
☎76・5131

金婚・ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦の皆さんへ

住民福祉健康課へご連絡ください



町では、地域でお祝い「長寿の集い」にて、本年度、喜寿・米寿・白寿を迎えるかたや、金婚・ダイヤモンド婚を迎えるご夫婦をお祝いする予定です。

今年、金婚（結婚50年）・ダイヤモンド婚（結婚60年）を迎えるご夫婦は、6月26日（火）までに住民福祉健康課にご連絡をお願いします。

対象となるご夫婦

◆金婚（結婚50年）

昭和43年4月1日から昭和44年3月31日までの間に婚姻の届出をされたご夫婦

◆ダイヤモンド婚（結婚60年）

昭和33年4月1日から昭和34年3月31日までの間に婚姻の届出をされたご夫婦

問合せ〓住民福祉健康課
住民福祉係 ☎76・5132

児童手当制度について



【制度の主な概要】

対象者

町内に住所を有し、中学校修了までの児童（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育しているかた

支給額

対象の児童1人につき（月額）

- ▶3歳未満 15,000円
- ▶3歳～小学生（第1・2子） 10,000円
- ▶3歳～小学生（第3子以降） 15,000円
- ▶中学生 10,000円

※ただし、所得制限限度額を超える場合5,000円（特例給付）

所得制限限度額

扶養親族等人数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

支払月

6月、10月、2月

【児童手当の支給を受けるには？】

児童手当は、対象者からの請求手続きがないと資格はあっても支給されませんので、新たに支給対象となったかた（出生、転入など）は請求手続きをしてください。ただし、公務員のかたは勤務先で手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- 印鑑
 - 請求者の健康保険証の写し（美里町国民健康保険加入者以外のかた）
 - 普通預金通帳（請求者名義のもの）の写し
- ※このほか、必要に応じて提出する書類（所得証明書など）がありますので、詳しくは下記窓口までお問い合わせください。

問合せ・窓口＝住民福祉健康課
住民福祉係 ☎76-5132

児童手当受給者のかたへ

現況届の提出を忘れずに！

児童手当を受けているかたは、6月中に『現況届』の提出が必要です。

現況届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための重要なものです。

『現況届』の用紙は提出の必要がある受給者あてに6月中に郵送しますので、6月29日（金）までに住民福祉健康課 住民福祉係に提出してください。（土日を除く）

なお、現況届の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

【現況届に必要な添付書類】

- ◎美里町国民健康保険加入者以外のかた
⇒受給者の健康保険証の写し
※児童の保険証ではありませんのでご注意ください。
- ◎その他、必要に応じて提出する書類があります。